

# 天理市のデジタル地域通貨 「ichica(イチカ)」加盟店を募集します

## 【ichica(イチカ)とは】

スマートフォンのアプリを利用して、1ポイント=1円として利用できる天理市のデジタル地域通貨です。

イチカは、使えば使うほど、地域のお店や身近な人たちが元気になる、みなさんの想いとチカラをひとつにつなぎ、普段のお買い物が地域の暮らしを支える人たちへの支援につながる、そんな仕組みを目指しています。

天理市では、現在の原油価格や物価の高騰を受けて、生活支援と消費喚起による市内事業者の支援のため、市民のみなさんにイチカポイントを配布する事業を計画しており、令和4年8月からのイチカの事業開始に先立って、共にイチカを支えていただける取扱い加盟店を募集します。



専用のスマホアプリ  
prairie(プレーリー)で  
使用できます



イチカ200ポイント  
を使って残り300円は  
現金で支払います

現金とポイントは  
併用できます

利用者が自分のスマホのアプリで  
お店に設置のQRコードを読み取る。



利用者が決済金額をスマホで入力する。



お店が金額を確認する。



利用者が「支払いを確定する」ボタンを押してOK。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 【加盟店登録に関するお問い合わせ】

天理市商工会 電話：0743-62-1945 ファクシミリ：0743-62-1946  
メール：tenri@tenshoko.com

## 【加盟店の参加要件】

1. 天理市内に事業所又は店舗を有し、かつ営業活動を行っている次の中大型店の定義に該当しない小規模店舗等が対象です。

### ◆ 中大型店の定義

売り場面積が500㎡以上又は従業員規模及び資本金が以下の業種

- ・ 製造業・その他の業種：従業員300人以上又は資本金3億円以上
- ・ 卸売業：従業員100人以上又は資本金1億円以上
- ・ 小売業：従業員50人以上又は資本金5,000万円以上
- ・ サービス業：従業員100人以上又は資本金5,000万円以上

2. 次の①から④に該当しない事業者であること。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- ② 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- ④ イチカが使用できない取引及び商品のみを取り扱う店舗等

## 【費用】

加盟店登録料等は不要です。

ただし、加盟店登録にあたり、メールアドレスが必要です。

## 【加盟店申込みにあたって】

1. 商品券・ビール券・図書券・プリペイドカード・官製はがき・切手・収入印紙等の換金性の高いもの、税・公共料金の支払い、たばこの販売、土地家屋等・有価証券の購入、出資等にはイチカを使用できません。
2. イチカの換金額は月2回振込予定です。

換金申込み期間	入金予定日
月初～15日まで	当該月の月末
16日～月末まで	翌月の15日

※銀行休業日の場合、翌営業日の振込となります

## 【登録申請期間】

募集開始から令和4年7月15日（金）まで

※締切後も随時申請を受け付けますが、利用開始日時点の加盟店登録には間に合いませんのでご注意ください